

見附市選挙管理委員会告示第26号

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙における見附市の各投票区の投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けるので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和8年5月13日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

投票区	投票所を設ける場所
第1投票区	中央公民館中ホール
第2投票区	見附小学校体育館
第3投票区	本所保育園
第4投票区	ネーブルみつけ研修室1
第5投票区	庄川平ふるさとセンター
第6投票区	見附第二小学校ランチルーム
第7投票区	上北谷小学校体育館
第8投票区	田井小学校ランチルーム
第9投票区	南中学校体育館
第10投票区	わかくさ中央こども園

投票区	投票所を設ける場所
第11投票区	葛巻集会所
第12投票区	葛巻地区ふるさとセンター
第13投票区	柳橋町集会所
第14投票区	新潟小学校体育館
第15投票区	わかくさキッズルーム
第16投票区	今町中学校体育館
第17投票区	今町公民館大集会室
第18投票区	坂井町公会堂
第19投票区	下関町集落開発センター
第20投票区	三林町集会所